

令和6年1月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和6年1月総会

萩市農業委員会総会議事録

1月18日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市総合福祉センター大会議室

○提出議案

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農地法第4条第1項第9号の規定による届け出について
議案第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第6号 所有者不明農地に係る農用地利用配分計画について
議案第7号 現況確認書の交付について

○出席委員(15名)

3番	長 富 繁 美	2番	中 野 恵 子
5番	品 川 民 雄	4番	原 田 知 美
7番	岡 崎 弘 明	欠席	草 野 隆 司
9番	横 山 喜一郎	8番	金 子 哲 也
欠席	矢 次 利 典	10番	鈴 川 肇
13番	鳥 田 茂 夫	12番	守 永 正 範
15番	大 石 博 則	14番	藤 田 芳 昭
17番	松 田 由美子	16番	原 川 久美子
19番	片 岡 兼 雄	欠席	尾 木 武 夫

○議事録署名委員

9番 横 山 喜一郎

17番 松 田 由美子

○議 事

事務局長 ただいまから、令和6年1月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員18名中、15名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。
本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、9番 横山委員、17番 松田委員
をお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第1号第1項について説明いたします。議案は、2ペ
ージになります。

(スクリーンに位置図を表示)

12月28日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委
員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約2.1kmに位置し、赤丸でお示し
した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに畑で面積は328
㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の
種類は所有権移転で売買です。譲渡人はお二人おられ、●●●の●
●●さんと●●●の●●●さんで、それぞれ6分の3ずつ持分が設
定されています。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんと●●●さんは、高齢で
農業後継者がおらず、他の不動産物件を売買する中で、当該農地に
ついて譲渡人への売買による譲渡を打診されておられました。譲受
人の●●●さんは、当該農地近辺にお住まいで、家庭菜園用の農地
取得を検討される中で、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、
本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はございません。農業従事日数は50日、父親が農業経験年数15年、農作業従事日数100日となっております。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、トマトやキュウリなどの露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機及び軽トラックを保有され、必要に応じて作業機械の導入を検討されています。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 この件につきましては、12月28日、先ほどの説明のとおり、●●●推進委員、事務局3名と、譲受人の●●●さん立会いのもとで現地確認をしております。ご覧のようになり荒れた農地でありまして、ここを開墾して、特に●●●さんの奥さんが中心となって家庭菜園をされるということです。荒廃地が農地に変わるということで、何ら問題ないと思います。作るにあたって、住んでおられるのもすぐ近くということで、こういった農地がよみがえるということで問題はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月26日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約2.3kmに位置し、赤枠でお示しした箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況が畑で、面積は1,678㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、会社員で営農の継続が困難であるため、親族である譲受人に贈与による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、●●●にお住まいですが、以前から当該農地を管理されており、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で奥様が●●●歳、農業経験年数はご夫婦ともに15年、農業従事日数はご夫婦ともに120日、息子さんが年齢●●●歳、息子さんの奥様が●●●歳、農業経験年数はともに10年で農業従事日数はともに30日となっております。家族全体でこの農地を管理されていた状況です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心ですが、果樹等の栽培を行われるとともに、収量が増加すればJAや直売所等に出荷される予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機、チェーンソー、軽トラック、軽ライトバンを保有され、営農に必要な作業機械を保有されておられます。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 9 番 この件につきましては、12月26日に事務局と●●●推進委員と私で現地確認をいたしました。内容につきましては事務局の説明のとおりでございます。申請地は、譲受人の●●●さんが以前から柑橘類を栽培しておられ、私が前の道を通るたび草刈等をされておられ、いつもきれいな状態を保たれています。●●●さんは●●●在住で遠距離であるため少し心配ですが、今までも管理されていますので問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

1月5日、大井地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約1.7kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●ほか1筆で、地目は2筆とも登記・現況が田で、面積の合計は1,481㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は4,695㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で耕作の継続が困難であるため、現在、利用権設定をしている譲受人に贈与に

よる譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、当該農地が自宅に隣接する土地で、以前から管理を行っており、今後も継続して耕作する意向であることから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は5年、農業従事日数は150日、奥様が年齢●●●歳で農業経験年数は1年、農業従事日数は50日となっております。

営農計画ですが、申請地においてアスパラガスや小豆、たまねぎ等の栽培を行われるとともに、直売所等に出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター、小型管理機、草刈機、防除機を保有され、営農に必要な作業機械を保有されておられます。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(事務局が挙手)

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 第3項につきましては、本日、●●●委員さんが欠席となったため事務局から説明させていただきます。

1月5日、●●●委員、●●●推進委員、●●●・●●●の担当の方、事務局で現地確認いたしました。

申請地は、譲受人の●●●さんの自宅前の田んぼで、譲渡人の●●●さんから●●●さんが借り受けて耕作されている田と隣接しています。●●●さんは県外在住で管理もできないことから、このたび●●●さんに贈与することでお話がまとまったようです。●●●さんは退職されてから色々な作物の栽培をされており、申請地につきましては、畑地として、アスパラガス・小豆・タマネギなどの作付けを計画されています。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

1月9日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約200mに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに畑が2筆で面積の合計は1,822㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は16,055㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢で農業後継者がおらず、当該農地について譲渡人への売買による譲渡を打診されておられました。

譲受人の●●●さんは、当該農地の隣接地にご親族が運営する就労継続支援A型事業所があり、障がい者向けの就労支援として一緒になって野菜の栽培を行うことを検討され、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年。農業従事日数は100日、ご主人が農業経験年数40年、農作業従事日数50日となっております。

営農計画ですが、申請地においてケールの栽培を中心に、有機野菜の栽培も行われ、事業所に併設する喫茶店にて販売される予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機、耕運機、噴霧器、軽トラックを保有され、必要に応じて作業機械の導入を検討されています。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をす

べて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 この件につきまして、1月9日、現地確認を行いました。説明にもありましたとおり、施設のすぐ後ろ側ということで管理も非常にしやすいと思います。草刈り等の保全作業もしてありますので、何回か耕運することで、すぐに畑として利用が出来るものと思われま
す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月25日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約700mに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は58

7 m²です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は12,442 m²です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は同じく●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で農業後継者がおらず、耕作の継続が困難な中で、隣接農地の所有者である譲受人へ売買による贈与の打診をなされておられました。譲受人の●●●さんは、自身の農地に隣接する農地で、一体的な管理が可能であることから、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は50年、農業従事日数は300日となっております。また、奥様が年齢●●●歳、農業経験年数が50年で、農業従事日数は250日、息子さんが農業経験年数25年で農業従事日数100日となっております。

営農計画ですが、申請地において当面は保全管理を行いながら、隣接する自身の柚子畑と同様に柑橘等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機やトラクターのほか、農地管理に必要な機械はすべて保有されておられます。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 この件につきまして、12月25日に事務局2名、●●●委員、●●●推進委員と譲受人の●●●さんと私で現地確認を行いました。内容につきましては、詳細に事務局の方から説明がありましたが、譲渡人の●●●さんは高齢で、後継者もないことから、今後も耕作できないということで、家の近くの●●●さんをお願いをされたものです。譲受人の●●●さんは、●●●さんの農地でありながら、今まで維持管理をされておられました。●●●さんは●●●歳で高齢ですが、長男と同居しており、管理はできていると思います。又、自己所有地の隣の農地であり、これからも管理をされるものと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第6項の説明をお願いします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月27日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ200mに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目はすべての農地で登記・現況ともに畑で、面積の合計は1,401㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は28,556㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は持分2分の1ずつでお二人おられ、●●●の●●●さんと●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さん及び●●●さんは、市外在住で耕作の継続が困難な中で、実家の宅地物件とともに付随する農地の売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、宅地物件の取得に合わせて農地の取得も検討され、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は7年、農業従事日数は300日となっております。また、奥様が年齢●●●歳、農業経験年数が2年で、農業従事日数は240日となっております。

営農計画ですが、申請地において自宅裏の農地について、家庭菜園として野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機や軽トラックを保有され、お父さんは●●●の●●●さんですが、一緒に機械も利用され農地管理

を行うご予定です。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 この件につきまして、今事務局から説明があったとおり、12月27日、私と●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員、事務局とで現地確認を行いました。これは家を購入されるためについてきた物件ですので、実際この農地で営農というのはほとんど考えられない状況です。管理についてはされると思います。

譲受人の●●●さんは、●●●で、親子で頑張っておられ、高収益、高収入を得られており、モデルとしてやっておられる方で問題はありません。それからもう一つ荒れた状態の農地がありますが、そこについては、管理はされると思いますが、そこで儲けるというのは難しいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第7項の説明をお願いします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月27日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約3.3kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目はすべての農地で登記・現況ともに畑で、面積の合計は380㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんのご実家である●●●の空き家住宅と付帯する農地について、譲受人の●●●さんへ売買による譲渡を検討されたもので、当該申出に対して譲受人も了承され、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数7年、母親が●●●歳で農業経験年数30年、農業従事日数はともに120日となっております。

営農計画ですが、申請地において、自家消費が中心となりますが、露地野菜など畑作物の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在は保有機械がありませんが、譲受人の母親の実家が近く、農家のご親戚から作業機械を借用して農地管理を行われるご予定です。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 この件につきましても、12月27日、私と●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員、事務局とで現地確認を行いました。こちらも、空き家を購入されるためについてきた農地です。申請地の100m下にお母さんの実家がありまして、譲受人である娘さんの、●●●さんの購入されたご自宅もすぐ近く、10mくらい上のところにあります。農地は少ししかありませんが、狭いなりに家庭菜園として野菜を作られるということです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 全員賛成ですので、第7項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第8項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第8項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月27日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約1.8kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況が田で、面積は2,413㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は42,818㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で農業後継者がおらず、市外在住のため耕作の継続が難しく譲渡人への売買による譲渡を検討されておられました。

譲受人の●●●さんは、以前から利用権設定により当該農地を借受け、耕作しておられ、この度、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は11年、農業従事日数は300日となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、軽トラックなど営農に必要な機械一式を保有されています。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 4 番 この件につきまして、今事務局から説明があった通りでございます。12月27日に現地確認を行いました。譲受人の●●●さんは、私の地域で、個人で本気でやっておられる方でございますが、利用権設定されていた農地をそのまま買い取られるということで、問題はないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 全員賛成ですので、第8項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第9項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第9項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月27日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1.2kmに位置し、赤枠でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は3筆ともに登記・現況が畑で、面積の合計は810㎡です。

譲受人は●●●さんで、耕作面積は14,962㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、●●●さんは市外に在住で農地管理が困難であることから、譲渡人への売買による贈与の打診をされておりました。

譲受人の●●●さんは、農繁期の4月から11月まで●●●のご実家にお住まいで、当該農地が自宅付近の農地であることから、譲受人からの申し出に応じられ、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数50年、農業従事日数は200日となっております。

営農計画ですが、申請地において自家消費を中心に、露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター、草刈機、管理機、動力散布機を所有されておられます。

以上、農地法第3条2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 4 番 この件につきまして、12月27日、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員、私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、高台にあり県道があつて、法面が相当高く管理するのが大変な農地です。●●●さんが管理されるということですが、公会堂が隣接してしまつて、適切な管理をしないと大変なことになりますので、是非●●●さんに頑張ってもらい、環境を整えてもらえたらと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 全員賛成ですので、第9項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2号1項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

12月28日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東1.6kmに位置する、萩農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地及び農用地区域外の農地及び第2種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,889㎡の内594㎡外6筆で、合計面積1,049.6㎡です。

申請地と萩市が配管を埋設するため買い入れた農地部分の一体利用地を含めた合計面積は1,474.6㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さん外5名です。

位置ですが、県道●●●線から市道●●●線を60mから190m入った所にある●●●近くの集団農地となります。

線路からこちらが農用地区域で、こちらが第1種農地です。

写真の説明ですが、1枚目が踏切の手前の申請地北東側60mから南西側●●●、●●●、●●●と、黄色が併用地ということで、これは萩市が買い入れた土地となります。2枚目が申請地東側から西側を撮った写真です。これが●●●の●●●になります。これが萩市の併用地、これが市道になります。3枚目が申請地北側から南側を撮った写真で、線路の高架があります。4枚目申請地北東側から南西側を撮ったところで、高架が良くわかるように撮った写真です。5枚目が線路の反対側から撮った写真で、●●●、●●●、●●●とこれは農用地区域外の第2種農地になります。ここに少し併用地が写っています。6枚目がこれも●●●のところから撮った写真で、こちらが、萩市が買い入れた併用地になります。こちらが農用地区域の申請地になります。●●●、●●●、●●●、●●●になります。7枚目が申請地北側から南側、8枚目が申請地南東側から北西側、9枚目が申請地北西側から南東側を撮った写真です。

転用目的ですが、萩市上下水道局発注の「●●●配水池建設に伴う場外・JR横断配管建設工事」を受注したことに伴う工事用仮設道路の設置であり、原状回復期間を含め令和6年6月30日までの一時転用です。

なお、申請地は現在耕作しておらず、短期間であることから、無償貸付け使用貸借となっています。

また、事業完了後は、農地を田として原状回復する旨の誓約書が添付されており適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側は市道及び宅地、南側は赤線農道、水路、に接しており、特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、配管建設工事箇所の市道が狭いため、幅 3.81m～10.32m、延長 141m の工事用道路を設置し、配管埋設作業や資材運搬等に利用します。

用排水計画は、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、表土を鋤取り、碎石で敷きならしするため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、原状回復については、碎石を撤去し、表土を引きならし整地されます。

その他としましては、4筆が農用地区域内農地の一時転用 3 年以内であるため、市農政課から農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない旨の意見書が提出されており適当です。

なお、残りの 3 筆は農用地区域内の農地ではなく、●●●・●●●地区の農用地区域、約 13.5ha の集団農地と●●●により分断されているため農地区分を第 2 種農地としています。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 今事務局から詳しい説明がありましたが、12月28日に、●●●推進委員と私と事務局 3 名、業者 2 名の立会いのもとで現地確認を行いました。内容については、説明がありましたように、水道管の新設に伴う工事ということですが、問題点はなぜ、このようなかたちになるかというと、道幅が狭いというので、このままでは工事車両が入れないということ、それと●●●ですね。この●●●をくぐらすというのが非常に JR の方で嫌うわけでありまして、それに支障がないようにわき道を作るということで、こういった工事になるということでもあります。一時的に転用するものであり、現在作付けも何らされておりませんので、問題はないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
●●●の中腹に白い建物が見えますが、そこが配水池になるのですか。

事 務 局 ●●●から●●●に上がる道がありますが、そこに新たに配水池ができます。

第 8 番 白い建物は個人の家です。

事 務 局 地図でいうと、実際の配水池はこのあたりになります。工事はこのあたりからここまでです。

議 長 大工事ですね。ほかに質疑はありますか。
それでは、ないようですので採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

12月26日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

こちらの案件は、無断転用の追認の許可申請案件となります。

申請地は、●●●から南3kmに位置し、過去に公共投資の対象となっていない市道・宅地・山林に囲まれた地域にある小農地で、第2種農地です。該当条文はありません。

なお、市道の隣には圃場整備田がありますが、10ha以上の集団農地である第1種農地には該当いたしません。

地番は、●●●、地目は、登記・現況とも畑、面積は494㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は、●●●の●●●さんです。

位置ですが、国道●●●号線から市道●●●線を190m入った

ところにある農地になります。

写真の説明ですが、1枚目は申請地北西側から南東側を撮った写真です。このあたりに駐車場を設置いたします。2枚目は申請地南西側から北東側を撮った写真で、反対側から撮っております。3枚目は申請地西側から東側を撮った写真です。ここが進入路になります。4枚目は申請地東側から西側を撮った写真です。5枚目は申請地北西側から南東側、6枚目は申請地南側から北側、7枚目は申請地西側から東側、8枚目は申請地北西側から南東側、9枚目は申請地東側から西側を撮った写真です。

転用目的ですが、●●●さんは、市内で●●●業を営まれています。●●●さんは、本社所在地●●●には資材置場が無く、以前より使用している資材置場を返還することとなったため、申請地を令和4年5月から無断転用により一時置場として使用しておられ、この度始末書を添付し、資材置場・作業場・進入路・駐車場として利用するため、追認の許可を受けるものです。

所有者の●●●さんは、申請地は自宅より離れており、イノシシなども出没する山林のふもとで、農作物の被害が多く、草刈り程度の管理しかできない場所であったので、売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側に●●●さん所有の畑に柿の木があり、●●●さん所有の畑、ここはハナシバが植えてあります。南側に●●●さん所有の畑のハナシバがありますが、隣接農地承諾書も添付されており特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、進入路・作業場・工事用車両の駐車場を整備されるとともに、主に柱・階段・踏板などの足場用資材・簡易物置・簡易トイレ・碎石・砂などの資材置場として利用される計画です。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、また、汚水については、現場で作業することもあり、し尿処理のため簡易トイレを設置されるため適当です。

被害防除計画ですが、地ならしをして、上部に碎石を10cmほど敷いて整地するため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果について補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきまして、12月26日、●●●会長さん、事務局3名、●●●推進委員さん、そしてわたしの6名で現地確認をしております。内容につきましては、事務局から丁寧な説明がありましたので、特に付け加えるようなことはございませんが、この●●●さんは●●●に事務所をもっておられるということで、その周辺に資材置場の土地がないというので、各地いろいろ探しておられたところ、萩市の端になりますが、●●●から●●●は距離が少しありますが、この場所は、県道から少し入り込んだ場所で、進入路も狭いということで、足場など、資材の盗難にも合いにくいのではないかとということからここを決められたという経緯があると聞いております。譲渡人の●●●さんは、自宅から離れた場所にあり、山林の近くでイノシンなどに荒らされるということで、草刈り等の管理しかできないということで、売買を決められたということです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

1月9日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。
申請地は、●●●から北3.1kmに位置する、過去に公共投資

の対象となっていない10ha以上の規模の一団の集団農地で、現在はむつみ農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内農地ですが、農用地区域除外の公告縦覧中であり、農用地区域除外後は第1種農地となります。

第1種農地であり、原則、転用は許可できませんが、例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可基準を満たしております。

なお、本申請は、10月総会の議案第68号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」により説明しました案件で、11月15日付で山口県から農用地区域除外についての事前の相談の結果、異議の無い旨の回答がおりましたので、この度申請があったものです。

また、本案件は公告縦覧後、市が県に協議を行い、農用地区域除外について知事同意の日付と同時の転用許可となります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は613㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

なお、●●●さんは、●●●さんの娘さんになります。

位置ですが、市道●●●線の終点近くにある、一団の集団農地の縁辺部に位置している農地となります。この上の方へ行くと●●●配水池があります。譲渡人の●●●さんのご自宅がこちらで、市道を挟んだところに建てるということになります。

写真ですが、1枚目は申請地北東側から南西側を撮った写真で、こちらが市道になります。2枚目は申請地北東側から南西側、3枚目は申請地北西側から南東側、4枚目は申請地北側から南側、5枚目は申請地南西側から北東側、6枚目は申請地西側から東側を撮った写真です。

転用目的ですが、現在●●●のアパートに夫と子どもで居住しておられますが、●●●に帰ってきて農家の後継者として就農するため、父親である●●●さん宅と農地がすぐそばにあり、農作業が行いやすい場所として、父親の土地を贈与してもらい農家住宅及び駐車場を整備するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は市道、東側は●●●さん所有の原野、南・西側も●●●さん所有の畑があるのみで、特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造ソーラパネル葺平家建ての農家住宅1棟、建築面積96.72㎡と駐車場2台分整備される計画です。

敷地面積は613㎡で、農家住宅の敷地面積概ね1,000㎡以内の基準を満たしています。

なお、建ぺい率については、農家住宅については問わないため問題ありません。

用排水計画は、雨水は自然流下で西側の既設水路へ流し、汚水については合併浄化槽を設置し、同じく西側の既設水路へ流すため適当です。

被害防除計画ですが、50cmほど盛土し整地し、法面は芝張りとするため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

平屋建てということで、こちらが平面図となります。

こちらが立面図となります。屋根は太陽光パネル葺で、建物の高さは6.4mです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 ●●●委員さんが欠席の為、かわりに説明させていただきます。この件につきまして、1月9日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員、私と事務局で現地確認を行いました。内容につきましては、今事務局から説明があったとおりです。●●●ご夫妻は●●●に帰られた当初から、「家を建てるんだ」と意気込みを言われていました。昨年子どもさんも生まれて、●●●にしっかり腰を据えて農業に取り組まれると思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(●●●委員挙手)

第4番 ●●●さんというのは、新規就農者ですか。

第17番 はい。新規就農です。

第 4 番 はい。わかりました。

議 長 ほかにございませんか。ないようですので、採決いたします。第 3 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第 3 項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 5 6 号)附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの利用権の設定につきましては、急遽、新しい借り手が決まったものを上程するものです。公告は 2 月 1 日付となります。

それでは議案書 8 ページ利用権設定状況(令和 6 年 2 月 1 日)の表をご覧ください。

令和 6 年 2 月 1 日に利用権設定されるものは、●●●●地域と●●●●●●●●●●地域において新規設定がございまして、総件数が 2 件、筆数が 7 筆、田の合計が 1 2, 1 4 4 m²、畑の合計が 1, 0 9 3. 2 5 m²、全体の合計が 1 3, 2 3 7. 2 5 m²となります。

利用権設定の内容につきましては、次のページに各地域ごとの集積計画の内容を記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第4号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号第1項について説明します。議案は12ページです。こちらは、農地法第4条の適用除外である農地法施行規則第29条第1号の、2アール未満の農業用施設の農地転用の届出の提出がありましたので、報告いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

12月27日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

位置ですが、●●●から北西2.5kmの県道●●●沿いに位置する、●●●、地目は田、面積447㎡の内117.05㎡外1筆、合計138.72㎡です。

届出者は、●●●の●●●さんで、転用目的は、農業用倉庫の増築です。

別の場所に従来からある農業用倉庫が老朽化により倒壊の危険があるため、申請地に建っている農業用倉庫を増築されるものです。

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建て、幅12m、奥行き2.4m、高さ2.8m、面積28.8㎡を増築されます。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は県道、西側は●●●さんの自宅、南側は山林、東側は田、現況畑がありますが、ともに●●●さん所有ですので、特に問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、自然流下で地下浸透のため適当です。

被害防除計画ですが、地ならし程度で整地するため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

既存の農業用倉庫があるのですが、前の方に増築されるということで、こちらの地番にもかかっているということで、2筆の地番を出しております。

こちらが平面図となります。増築の部分が28.8㎡、既存の部分が109.92㎡、合計で138.72㎡となります。

こちらが立面図となります。前に増築のため高さは2.8mです。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある農業委員は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第4号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 議案第5号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。議案書の一覧表は14ページです。

本日は、3件の合意解約が提出されております。

それでは、第1項並びに第2項は関連がありますので一括してご説明いたします。●●●、地目は登記、現況ともに田で面積は2,097㎡です。中間管理事業により利用権設定を行っていたものの合意解約で、賃借人は●●●の●●●で、公益財団法人やまぐち農林振興公社を介して、賃貸人が●●●、●●●さんです。解約後は別の担い手の●●●さんが耕作されます。

続いて第3項をご説明いたします。本案件は、議案第1号の農地法第3条第1項による許可申請における第8項に関連する合意解約です。●●●、地目は登記、現況ともに田で面積は2,413㎡、賃貸人は●●●の●●●さんで、解約後は賃借人である●●●さんが

取得し、継続して耕作されます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第 5 号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第 6 号「所有者不明農地に係る農用地利用配分計画について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 議案は 15 ページ、一覧は 16 ページです。

所有者不明農地に係る農用地利用配分計画が令和 5 年 12 月 22 日付で県に許可されましたので、ご報告いたします。

これは、相続放棄等で相続人がなくなった農地や、相続人がだれかわからない農地等を貸し借りできるようにする制度を活用したものです。借りたい旨の相談があった場合、まず農業委員会が戸籍謄本等を見て所有者を探索し、だれも見つからなかった場合には 2 か月間の公示を行います。それでも誰も見つからず利用配分計画に異議が出なかった場合に、やまぐち農林振興公社が中間管理権を取得して、借りたい方とやまぐち農林振興公社との間で利用権を設定します。

この度、許可された農用地利用配分計画ですが、相続人が全員相続放棄をしたことにより、所有者がいなくなった農地の利用権設定になります。

それでは議案書 16 ページをご覧ください。

佐々並地区において、新規 1 件、2 筆の利用権設定となります。田が 2 筆で合計面積の記載が漏れておりましたが、合計 1,856 m²です。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

これは、所有者がわからないから、やまぐち農林振興公社が所有者に代わるわけですか

事 務 局 所有者がわからないというより、所有者が亡くなられて、息子さんが 2 人おられるのですが、相続放棄をされたということで、相続

する人、所有者がいないので、中間管理権をやまぐち農林振興公社が介して、貸し借りできるという制度です。

議 長 賃借料は伴うのですか。

事 務 局 賃借料は1円以上から設定があるのですが、前回令和2年に1筆、同じ方で所有者不明農地で設定しておりまして、それと同じ面積の単価で設定しております。

議 長 1,200円と1,213円、これはどこへ納めるのですか。

事 務 局 やまぐち農林振興公社に収めるかたちです。供託金というかたちです。

議 長 ほかにありませんか。

(●●●委員挙手)

第 4 番 相続放棄は裁判所からくるのですか。それとも別のところからですか。

事 務 局 裁判所の方に確認をして、この場合は、前回も同じように相続放棄をしていたので、同様になりますが、基本的には裁判所に照会をかけます。間違いなく相続放棄している旨を確認できた場合には、やまぐち農林振興公社を通して新たに利用権設定するというかたちです。

第 4 番 相続放棄をして、裁判所に申し立てて、弁護士が入りますよね。

事 務 局 事前に相続放棄を裁判所に申し立てておって、相続放棄がされているかを裁判所に照会をかけて、相続放棄している旨の回答がくるというかたちです。それを持って相続放棄されている農地を確認するという流れです。

第 4 番 その土地は誰の土地なのですか。

事 務 局 土地は一応、名義は亡くなったお母さんの名義のままになっています。ただ、相続者がいないので、保有権がないというかたちになっていますが、今回借受人の●●●さんですが、3筆ありますが一

番下は令和2年に借りておられましたが、その上もイノシシが入ったらいけないというので、一体的に草刈りなどはしておられましたが、今回、相続放棄された農地でもあるし、隣接した農地でもあるので、借りたい意向をやまぐち農林振興公社に打診されて、当然前回と同じように相続放棄された農地であったので、やまぐち農林振興公社を介して、今回貸し借りが成立したものです。

第 4 番 固定資産税は誰が払うのですか。

事務局 相続放棄をしていますので、固定資産税は発生しないものと思います。

第 4 番 相続税払わなくていいのは良いですね。国のものになるんですね。

事務局 相続放棄されたら、誰のものにもならないと思います。

事務局長 相続放棄をされた農地は、国のものになると書いてあるのですが、実際には相続財産管理人をつけたりして、国の登記をつけるまでは国のものとなったとは言えない。よく萩市でも国のものになるのではないかと常設審議委員会でもそれが出ていたと思うのですが、よくご質問があるのですが、法的に書いてあっても、実際に手続きをしないとそこまで進まないということで、国の所有と登記されてなければ、相続放棄された土地は、所有者不明、所有者不存在というかたちになって、そういう土地を貸し借りするには、法律改正でこういうかたちで貸し借りできるようになったものでございます。

第 4 番 中間管理機構に、こういう農地がありますからお願いしますと言ったらこういうかたちでやれるということですか。

事務局長 そうですね。その前に先ほど、●●●が言ったように、農業委員会です、所有者を探索して、相続人さんがおられる場合はその方と交渉することになりますが、所在がわからない場合は告示して、次の手続きに進めていく、やまぐち農林振興公社が間に入って貸し借りを進めていくというものです。これから相続放棄で所有者不明がどんどん増えてくるとは思いますが、そこを作りたいという場合は、この手続きをふめば貸し借りができることになっております。

第 4 番 たまたま近所の人で亡くなられて、家族が集まって相続放棄をす

るという方がおられて、裁判所で手続きをされたので、詳しくお聞きしました。ありがとうございました。

議 長 その中で農地はあるのですか。

第 4 番 農地は1町くらいあります。今法人が作っているの、供託金はないのですが、例えば土地利用料3,000円か4,000円を法人が毎年その面積に応じて積み立てている状況です。ありがとうございました。

議 長 たいへん大切な意見をありがとうございました。ほかにご意見はございませんか。

議 長 特にないようですので、以上で議案第6号の報告は終わります。

(報告事案-4)

議 長 議案第7号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第7号の第1項について説明いたします。議案は18ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

1月9日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●総合事務所から北西に1.5kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は196㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、市道●●●線から市道●●●線を50m入ったところにある宅地と田に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地は、それまで使っていた作業場・倉庫が古く狭くなったので、平成7年8月に作業場・倉庫を新築した。今日まで、作業場・農機具保管等の倉庫として利用しており、農地としての現況をとどめていないとのこと。

本調査によると、申請地は、鉄骨造スレート葺2階建の作業場・倉庫が建てられ建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案7号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会